

# 沖縄県家畜人工授精適正化実施要領

令和2年8月5日  
沖縄県農林水産部畜産課

## (目的)

第1条 この要領は、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）に定めるもののほか、家畜人工授精の実施に関する事項等を定めることにより、本県における家畜人工授精を適正に管理し、もって県内畜産業の振興に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

### (1) 家畜人工授精師等

家畜人工授精師及び家畜人工授精業務を行う獣医師をいう。

### (2) 飼養者

家畜人工授精を受ける雌畜の所有者をいう。

## (精液等の確認と家畜人工授精証明書の発行)

第3条 家畜人工授精師等は、家畜人工授精を実施した都度、家畜人工授精証明書を発行するものとする。

2 家畜人工授精師等と飼養者は、家畜人工授精の際に家畜人工授精精液ストローの印字情報とそれに対応する家畜人工授精用精液証明書（ラベル）の記載内容について確認するものとする。

## (家畜人工授精証明書の管理)

第4条 飼養者は、家畜人工授精の情報の正確性を確保するため、発行された家畜人工授精証明書に記載された内容を確認するとともに、発行された家畜人工授精証明書を保管・管理するものとする。

## (報告等の義務)

第5条 人工授精師等は、毎年1月1日から12月31日までの間の家畜人工授精及び家畜受精卵移植についての家畜人工授精簿の写しを、翌年1月31日までに所管する家畜保健衛生所長へ提出するものとする。

(立入検査等)

第6条 家畜保健衛生所は、家畜人工授精簿及び家畜人工授精証明書がこの要領に基づき、適正に記載されているか、毎年度、計画的に台帳検査を行い、確認するものとする。

2 家畜保健衛生所の種畜検査委員は、毎年度、計画的に管内の家畜人工授精師等について、立入検査を行うものとする。

なお、立入検査等を実施する場合、必要に応じて、関係者の立ち会いを求めることができるものとする。

3 毎年度に実施する検査については、畜産課と家畜保健衛生所で、協議の上、決定するものとする。

4 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるほか、その他必要な事項は畜産課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月5日から施行する。